

支 払 基 金
平成 30 年 8 月 28 日

医薬品マスターの公表予定について

平成 30 年 8 月 28 日付け厚生労働省告示第 311 号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」において、注射薬「オブジーボ点滴静注」の薬価が改正となりました。

なお、改正後の薬価は平成 30 年 11 月 1 日から適用のため、当該医薬品に係る医薬品マスターの公表については、平成 30 年 10 月下旬を予定していますのでお知らせします。